

令和2年第2回神崎町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年6月4日(木曜日) 午前10時05分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(神崎町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度神崎町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第8 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度神崎町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第9 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度神崎町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第10 議案第6号 神崎町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第7号 神崎町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 神崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 神崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 神崎町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 町道の路線認定について
- 日程第17 議案第13号 令和2年度神崎町一般会計補正予算(第4号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君	教	育	長	椿	勇	君			
総	務	課	長	久保木豊吉	君	総	務	課	主	幹	石井	達也	君
町	民	課	長	浅野	憲治	君	まちづくり課長	金田	智	君			
まちづくり課担当課長	鈴木	信成	君	保健福祉課長	廣瀬	裕	君						
教	育	課	長	平野	悟	君	会計管理者(出納室長)	明石	かほ	君			

職務により出席した者

事	務	局	長	高橋	誠一	君	書	記	花嶋	三永	君
---	---	---	---	----	----	---	---	---	----	----	---

◎開会の宣告

○議長（石橋 伸一君） おはようございます。令和2年第2回神崎町議会定例会にご出席いただき、ご苦勞様です。本定例会も新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議場でのマスク着用のご協力をよろしくお願いいたします。また、換気のため、傍聴者の出入口と議長席の後ろの扉及び議場左右の両扉を開放しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、5月29日に行われた議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日1日とすることになりました。議事運営につきまして格別のご協力をお願いいたします。

会議を開会するに当たり、ここで4月に新しく採用になった職員の紹介を執行部からお願いいたします。

（新規採用職員紹介）

（午前10時05分）

◎開議の宣告

○議長（石橋 伸一君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回神崎町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋 伸一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、10番 寶田 久元議員、1番 椿 等議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（石橋 伸一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

◎行政報告

○議長（石橋 伸一君） ここで、神崎町長より行政報告の申出がありますので、これを許します。

椿町長。

○神崎町長（椿 等君） おはようございます。本日は、6月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席いただき、ありがとうございます。ただ今、議長のお許しを頂きましたので、行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が、ようやく5月25日に解除となり、今後、段階的に自粛や制限が解かれていくものと思われまます。移行期間での気の緩みが再び感染拡大を招く恐れがあり、また、第2波の感染拡大も心配されているところでもあります。

新型コロナウイルス感染症拡大は、我が国の経済や国民生活に大きな影響を及ぼし、本町においても打撃を受けている方が多くおられます。こうした新型コロナ感染症対策として、本町では、2月3日に対策本部を立ち上げ、感染予防対策及び経済支援対策をいち早く講じて参りました。町民に広報、回覧、ホームページ、広報無線、これを通じて感染予防対策の徹底を図り、経済対策についてもスピード感を持って実施をして参りました。

国民一律10万円給付の特別定額給付金は、5月14日振込を皮切りに、「どこよりも早く」をモットーに、町民の皆さんへ給付を行いました。国の支援が届く前に行った町独自の支援では、子育て世帯の家計への負担軽減のため、子ども生活支援金を4月28日から順次、給付するとともに、事業者向けの支援として、営業自粛などの県の協力要請のあった事業所に対して、コロナの影響に伴う休業要請等協力金を5月1日から交付しております。

これに続けて、売上に一定の減少等を生じた小規模事業者に、小規模事業者等緊急支援給付金の交付も5月29日から始めており、今後も社会情勢を注視しながら、これらに続けて地域の安心安全のため、支援施策を講じて参ります。

道路改良事業関係では、継続事業である町道成田神崎線、町道毛成堀籠線、町道神宿松崎線の3路線の用地買収、測量、設計を引続き進めて参ります。

道路附属施設の長寿命化修繕計画ですが、橋梁については、健全度3判定となった毛成地先の駒込橋と並木地先の田向根橋の2橋の修繕工事を実施いたします。また、並木地先の法面については、線路に近接するため、JRと協議を行いながら崩壊対策工事を実施いたします。

続きまして、道の駅発酵の里こうざきについては、コロナ対策のため、大型連休中は臨時休業とし、現在は飲食部門の一部時間短縮営業を行っており、今後も感染対策に万全を図り、営業継続を行って参ります。なお、決算状況ですが、昨年秋の台風災害や新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、昨年4月から今年3月までの来場者の数は79万1,000人で、純売上高は7億6,200万円となりました。

最後に、令和元年度も5月末日をもちまして出納整理期間が終了しましたので、一般会計の決算見込みについて、概数で報告をいたします。

令和元年度一般会計の歳入合計は29億1,800万円、歳出合計は27億600万円。差引残高が2億1,200万円となり、本日、報告第1号及び報告第2号に提出いたします繰越明許費と事故繰越の財源となる額を差し引いた実質収支額は、1億7,800万円となります。前年と比べ4,100万円、30%の増となる見込みでございます。

また、町の貯金であります財政調整基金の残高は12億2,600万円となる見込みであります。臨時財政対策債を除いた地方債の残高見込み4億4,100万円を上回る額を確保しております。今後も、健全財政を確保するとともに、事業の早期執行を推進して参ります。

議員の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、行政報告といたします。ありがとうございました。

◎日程第3 報告第1号

○議長（石橋 伸一君） 日程3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

報告書を朗読させます。

(事務局長朗読)

- 議長（石橋 伸一君） 以上で、日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。
-

◎日程第4 報告第2号

- 議長（石橋 伸一君） 日程4 報告第2号 事故繰越し繰越計算書についての報告を求めます。

報告書を朗読させます。

(事務局長朗読)

- 議長（石橋 伸一君） 以上で、日程第4 報告第2号 事故繰越し繰越計算書についての報告を終わります。
-

◎日程第5 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

- 議長（石橋 伸一君） 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（神崎町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

- 議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

- 神崎町長（椿 等君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、神崎町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、承認を求めるものであります。

改正の主な内容については、地方税法等の改正に伴う関係条例の改正を行うもので、個人住民税においては、未婚のひとり親を寡婦控除適用し、所得制限と控除額を見直すもの、固定資産税においては、死亡し相続登記まで現に所有している者に氏名等の申告を制度化するなどの改正を行うものです。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（神崎町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は承認されました。

◎日程第6 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、承認を求めるものであります。

主な改正の内容については、令和2年度税制改正での国民健康保険税の見直しによる地方税法改正に伴い、本条例を改正するもので、国民健康保険税に係る基礎課税分限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税限度額を16万円から17万円に引き上げること、均等割及び平等割の5割軽減・2割軽減世帯の判定基準を引き上げ、軽減世帯の拡大を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今回は専決処分が大分あります。専決処分は急を要すると

いうことであれですが、この税条例改正については3月31日ですが、3月定例議会では間に合わなかったですか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

税条例の改正につきましては、3月末日に通知が来るものでございますので、3月定例議会にはその時点ではまだ決まっておられませんので、改正は行われません。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 寶田議員とちょっと違った内容になると思いますけれども、今回、コロナの関連で確定申告が4月16日まで延びましたよね。そんな中で、町の税務課サイドは5月十何日に、二十日の手前で確か各地方税としての特例の納付の納付書を送付、送達をしていたと思いますけれども、そうですね。住民税の特別徴収。それと同じように健康保険税についても第1期、暫定になるものもあるでしょうけれども、概ねこの金額になるということ、税務申告が4月16日より後にもかかわらず相当頑張って処理したんじゃないかなと。それと同時に、仮に専決でないと、各個人にその納付書を送付、送達できないということになると思いますから、やむを得ないし、また、そのように頑張ってくれたことに対して、ご苦労様でしたということをお願いいたします。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は承認されました。

◎日程第7 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度神崎町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第3号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度神崎町一般会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億4,650万円とするものです。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入は、20款、繰越金に850万円を計上いたしました。

歳出は、3款、民生費では、子ども生活支援金給付事業として690万円を計上いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症対策により、休校で自宅での生活を余儀なくされている高校3年生以下の子どもの生活を支援するため、子ども生活支援金を町単独事業として給付したものでございます。

7款、商工費では、商工業者緊急支援事業として160万円を計上いたしました。こちらも新型コロナウイルス感染症対策により、千葉県からの休業要請による営業時間の短縮等を求められ、売上高が減少している事業者に対し、休業要請等協力金を町単独事業として交付したものでございます。両事業とも早急な対応が必要であり、予算措置についても急施を要したため、4月22日に専決処分をしたものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 子ども生活支援給付事業ということで、町単独の、町長のご判断でかなりスピーディーに進まれたとっております。町民の方も中にはすごく感謝されているという声も聞きます。

そこでお聞きしたいんですが、執行率というのはどのぐらいでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

行政報告の中でもお話ありましたとおり、4月28日に給付を開始してございます。対象世帯が414軒、児童数としまして689人となっております。先週初めの段階であると10世帯残っておりましたが、その後、先週末までに10世帯全て口座番号を記載した申請を頂いておりますので、来週中には全ての世帯に送金を完了する予定となっております。

○議長（石橋 伸一君） そのほか質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 子ども支援ということで、全戸に配布だそうです。教育課長に聞きますが、これは町の単費で出ているということですが、学校が休みだったでしょう。2か月、3か月。それで、給食費は多分、三角で返っていると思いますが、どのくらい給食費が残りますか。町が全額、今、給食費を出しているでしょう。それが子どもたちが休みだから、3か月近く、それはどのくらいの金額になるか。

それともう一つ。まとめて聞きます。町長の提案理由では、県からの自粛要請があったと言いますが、これは町からは自粛要請はしなかったですか。

それと、次の企業に関しても質問しますが、後口の2,000万円のは、申告して、3割減少とか、これから提案理由があるでしょうが、それはそれとして聞きますが、今回は申告なしで15軒に、これだけ減少しましたよという、それは申告は取らないで配布したわけですか。

この2点。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

今年の3月の学校休業に伴いまして、給食の助成につきましては、小学校、中学校合わせて159万7,200円となっております。また、4月分につきましては150万4,600円となっております。ちなみに、小学校の児童の給食の単価は4,400円、中学校は5,000円で単価を計算した金額となっております。2か月分合わせまして、310万1,800円となっております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。休業要請等協力金に対してのご質問ですね。

4月7日に県からの休業要請ということでございまして、町の独自の対応として、

休業要請の協力金ということで、観光いちご園を2軒、それから飲食業者13軒、計15軒に対して一律10万円の支給をいたしました。

その際には、特に添付の書類とかそういったものは一切必要としないということで、そのまま交付したところでございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度神崎町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は承認されました。

◎日程第8 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第8 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度神崎町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度神崎町一般会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ6億450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億5,100万円とするものであります。

その予算の概要を申し上げます。

歳入は、15款、国庫支出金では、子育て世帯への臨時特別給付金に係る補助金として637万7,000円を、特別定額給付金に係る補助金として5億9,812万3,000円を、それぞれ計上いたしました。

歳出は、2款、総務費では、特別定額給付金事業として5億9,812万3,000円を計上いたしました。これは、新型コロナウイルス緊急経済対策として、国民1人当たり10万円の特別定額給付金を給付するための事業費及び事務費となります。

3款、民生費では、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業として637万7,000円を計上いたしました。こちら、新型コロナウイルス感染症対策により、休校による影響を受けた子育て世帯を支援するもので、子ども1人当たり1万円の子育て世帯への臨時特別給付金を給付するための事業費及び事務費となります。

両事業とも早急な対応が必要であり、予算措置についても急施を要したため、4月30日に専決処分をしたものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） 先ほどの町長の行政報告の中に、特別定額給付金、国の支給よりも早く町民へということで、これは本当にありがたいことだと思います。ありがとうございました。

やっと神崎町にも国からのマスクが届きました。そして、この特別定額給付金、国からは町に対しては入金もうあったのでしょうか。あったとしたら、いつかを教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

本給付金の概算払いの国からの交付金の受入れについてですけれども、5月12日に5億5,000万円の入金、それから5月29日に残りの4,660万円の入金ということで、概算払いとはいいながら、対象経費を全額頂いております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 今の高橋議員のに関連してなんですけど、どの程度、この10万円給付、行き渡ったか、その辺教えていただきたいと思います。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 荒井議員のご質問にお答えいたします。

先日、全員協議会において、県内の状況ということでちょっとご説明いたしましたが、その後、また少し給付金のほうの給付事務のほうを進めております。ただ今、6月3日現在の支給事務の処理でございますけれども、累計の支払いが5億7,000万円、件数にしますと2,342世帯の支給のほうを完了しております。これは、全体の95.6%の処理が進んだということでございます。

その後もまだ入金等の手続を進めているものもございしますが、残りあと約100軒程度の申請を頂ければ、大体、全部の世帯に行き渡るといような状況になっております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 先ほどとも関連するんですけれども、先ほどは単費で子どもの支援金、今回は国のほうの財源で臨時特別給付金ですか。執行率というのは同じと考えてよろしいんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

子育て世帯臨時特別給付金につきましては、5月中旬に対象世帯のほうに通知を差し上げてございます。国からの指針によりまして、こちらの給付金については辞退も受け付けるということになっておりますので、2週間程度、辞退の受付を行うということで、振込につきましては、この後6月の第2週に、児童手当を給付している世帯についてはその児童手当の給付口座のほうに送金を行う予定です。

また、今回の給付金については、児童手当を事業所から給付している世帯、公務員世帯のほうにも町から給付を行うこととされておりますので、そちらにつきましては事業所から各職員に配布されました申請書を町のほうに提出していただいて、それに基づいて給付を行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 町長、近隣の市町村に先駆けて、一番早く給付していただきまして、ありがとうございます。まだまだ香取市なんかはとてもではないけれども追いついていないみたいです。もうじき100%の給付だということでございます。お金は早く来ているのに、他の市はどうなのかなという感じがしますが、神崎は本

当にこれ、早くてありがとうございます。

これで見ますと、神崎の人口をこのお金で割り出すと5,970人の計算になっておりますが、今は6,000人を割っちゃっているのかなと思います。これには政府は日本の国民1人に10万円と発表したのですが、外国籍の人、はっきり言って日本人に帰化していない、日本国民になっていない人は神崎にはいないですか。それで、もしそういう人にも10万円給付したですか。

それと、子ども手当ですが、今、高柳議員が質問しましたが、町の単費の金額と、国から来る金額が若干、違っていますが、この違いはどうなんですか。

この2点。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

特別定額給付金の支給の関係でございますけれども、この給付金が5月1日に対象者に対して申請書、それから案内の通知を送付させていただきました。その時点で、5,966人の対象者ということで、こちらの支給の対象は4月27日現在に住民台帳に登録されている方ということでございまして、当然、外国人の方も含まれております。

5,966人のうち、外国人の方は142人。パーセンテージでいうと2.4%の方が外国人であったということでございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 子ども生活支援金と、子育て世帯への臨時特別給付金の予算額が差異があるということでございますが、子ども生活支援金につきましては、高校3年生までのお子さんを対象に支給しております。また、国の子育て世帯臨時特別給付金につきましては、高校1年生。こちらは3月31日基準日で児童手当を受給していた児童ということになっておりますので、この4月に高校1年生の児童まで支給対象ということで、給付額に違いがございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度神崎町一般会計補正予算（第2号））を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は承認されました。

◎日程第9 議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石橋 伸一君) 日程第9 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度神崎町一般会計補正予算(第3号))を議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第5号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度神崎町一般会計補正予算(第3号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億7,100万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入は、19款、繰入金では、財政調整基金より2,000万円の繰入れを計上いたしました。

歳出は、7款、商工費では、商工業者緊急支援事業として、2,000万円を計上いたしました。これは、新型コロナウイルスの影響により経営状況が悪化し、収入が減少した町内の小規模事業者を対象に、1事業所当たり10万円の小規模事業者緊急支援給付金を町単独事業として給付したものでございます。

本事業は、早急な対応が必要であり、予算措置についても急施を要したため、5月15日に専決処分をしたものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石橋 伸一君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

2番 大原議員。

○2番(大原 秀雄君) 今いろいろ補正予算で歳出のほうを提案していただいております。

ますけれども、まず、今回、国から予算的に来るお金は別としまして、町自体で歳出している金額、総合計お幾らでしょうか。電卓をたたけば分かるんですけど、大体、大雑把に。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） コロナウイルス関係で一連の補正予算に係る総額でございますが、この後、提出されています補正予算の第4号を含めると、事業費としましては約7億1,840万円でございます。そのうち特定財源ということで、国庫補助あるいは地方創生臨時交付金などを差し引いて、一般財源ということで、この額が町の実負担額ということになるわけですが、その金額につきましては2,853万2,000円。これが今回の一連のコロナ関係の補正予算に係る町の持出しという額になります。以上です。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 今、2,800万円くらいが実質、町からの支出だという予算であるという説明でございましたけれども、町長にお聞きしますけれども、これから先、第2波、第3波というような感覚で今、非常にコロナに関しては騒がれております。これから先、非常に厳しい状況になった時の追加の対策というのは、町自体、あるいは町長個人でもいいですけれども、何かそういう場合においては対策を打つという考えはございますか。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 大原議員の質問にお答えいたします。

今回の補正の中で、エタノールと申しますか、消毒薬を買い求めております。それを近々、各世帯に1つ当たり行き渡るような形でまず配布をしたいなど。配布方法については、またいろいろ検討させていただきたいと思っております。

その後ですが、このコロナ対策がある程度、落ち着いてきた中では、経済対策が優先されるかなと思っております。まだ予算措置等も、あるいはまだ詳細も決めてはおりませんが、計画として、商品券、これをやはりやっていきたいなど思っています。各世帯に配布をして、全員がまずいただくと。そして町内で使っていただくと。全員がある意味、益を受けるというような形を作っていきたいなど、そんなふうに考えています。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 経営が悪化したということで、商工業者に配布するというわけですが、全協の時には、これは申告制で、第1号の時は申告なしで全員に飲食店に10万円ずつ給付したというんですが、これに関しては申告で、どのくらい落ちて、何月から何月で、それは自己申告でいいんですか。申告制でしょう、まず。これから聞きます。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

小規模事業者緊急支援金につきましては、全て申告でお願いしております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 何%落ちて、前年対比とか、そういう説明をお願いします。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

令和2年、今年ですね、1月から6月の期間におきまして、前年同月の売上高、または前年の平均売上月額に比べまして30%以上の落ち込みがあった場合、申請をしていただくこととなります。なおかつ前年平均の売上月額が30万円以上ということですので、年額にいたしますと360万円以上という形になります。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 200戸を予定しておりますが、今、商工会員は200人は割っていますが、入っていない業者も対象にした金額だったと思います。

ここで保健福祉課長に聞きますが、介護施設、特にデイサービスは6月1日から始まりましたが、大分、自粛要請があったみたいで、これは相当の金額が落ちているわけ。介護施設などの、特にデイサービス、それに関してはこういう給付金というのはないですか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、介護施設関係、障害施設関係、デイサービス、通所サービスを実施しているところについては、今般のコロナウイルスの関係で利用者が自粛したり、施設からの自粛要請に基づいて通所を取りやめたりされていると承知してございます。それに伴いまして、各施設の就業状況も、大小あるとは思いますが、減少しているのも事実だと認識してございます。

こちらにつきましては、国・県のこれらの施設に対する支援の動向を見極めた上で、町としても支援の方策ができるのかどうか、その辺を検討して参りたいと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、今回のこの商工業者のは対象外ということですね。それはそれでいいです。10万円というお金も大切なお金ですが、デイサービスを2か月休んだら、相当の経営悪化になっております。それで、これは町を通さなくて来る、これは総務課長かな、持続化給付金、これは規模の大きい、金額の大きいところですが、これは町を通さないで国から直接、しかもオンライン申請のみだということですが、この持続化給付金について、知っている限りで説明をお願いします。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

持続化給付金、これは国から頂く給付金であります。前年に比較しまして、売上げが50%以上、かなり大きな売上げの落ち込みがないと申請できないということになっております。ちなみに、個人事業主につきましては100万円を限度といたします。中小企業者につきましては200万円を限度ということで、直接、国に申請していただくような形になります。オンライン申請ということになります。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度神崎町一般会計補正予算（第3号））を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は承認されました。

◎日程第10 議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第10 議案第6号 神崎町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

浅野町民課長は退出してください。

（浅野憲治町民課長退出）

○議長（石橋 伸一君） 議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第6号 神崎町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

固定資産評価員は、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、町長が行う価格の決定を補助するために設置するものでございます。

本案は、前町民課長の久保木豊吉氏の後任として、茨城県稲敷市上須田1527番地、浅野憲治氏を選任したく、地方税法第404条第2項の規定により選任の同意を求めるものであります。

浅野氏は、町民課長として町税務行政を担っており、行政経験豊富で固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者として適任であると考えます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第6号 神崎町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

浅野町民課長は入室してください。

（浅野憲治町民課長入室）

◎日程第11 議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第11 議案第7号 神崎町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第7号 神崎町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、軽自動車税の環境性能割が非課税となる車両の取得期限を半年延ばし、令和3年3月31日までとするもの、新型コロナウイルスの感染症等による影響で納税困難となる者に対する町税の徴収猶予の実施、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を設けるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第11 議案第7号 神崎町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第12 議案第8号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第8号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染し、就労できなくなった被用者に対し、傷病手当金として、直近3か月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2相当を、休業4日目以降の日数分、支給するものであります。

なお、期間は令和2年1月1日から9月30日までといたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第12 議案第8号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第13 議案第9号 神崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第9号 神崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、千葉県後期高齢者医療広域連合において新型コロナウイルス感染症感染者への傷病手当金の支給を開始するに当たり、市町村の事務として申請の受付を行うための規定、及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となった被保険者に対する保険料の減免の特例を設けるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 議案第9号に関連してお聞きしたいと思います。

ここには後期高齢者の保険料の減免の特例しか書いていないんですけれども、政府は緊急経済対策で、市区町村にコロナの影響により収入が3割以上減った世帯に対して国保税の減免等を求めている、その場合の保険税収入の減少分は国が全額手当てをすると決まったはずなんですけれども、神崎町ではこれについてはどうなんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

今回、条例に上げさせていただいたのは後期高齢者医療ということですが、国民健康保険につきましては、条例ではなく町の減免要領というのを制定いたします。町民の皆さんには7月号の広報でお知らせしますが、後期高齢者と同様、収入が30%以上、下がった方に対しては減免の規定を適用しますので、7月号の広報等で、また7月に本算定の通知がございますので、そちらでご案内する予定です。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第13 議案第9号 神崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第14 議案第10号 神崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第10号 神崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度の介護保険料における第1段階から第3段階の保険料を減額するものであります。今回の減額は、令和元年10月に実施された消費税の10%への引上げに対して、低所得者を対象として介護保険料の負担軽減を目的としたものであります。

令和2年度は、消費税の引上げが満年度化したことに伴い、保険料軽減の完全実施をいたします。減額となる保険料は、第1段階が2万250円を1万6,200円、第2段階が3万3,750円を2万7,000円、第3段階が3万9,150円を3万7,800円に改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石橋 伸一君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、日程第14 議案第10号 神崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石橋 伸一君) 日程第15 議案第11号 神崎町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第11号 神崎町重度心身障害者の医療費助成に関する条

例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

重度心身障害者医療費助成事業は、重度障害者の健康と福祉の増進及び医療負担の軽減を図るため、保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する事業であります。今般、この千葉県重度心身障害者医療費給付改善事業において、これまで対象であった身体障害者手帳1級・2級の所持者及び療育手帳の㊦・Aの1・Aの2の所持者に、新たに精神障害者手帳1級所持者の方を加え、助成対象とする制度改正を行い、本年8月1日から施行することとなりました。

本町においても、県と同様の改正を行うことにより、精神に障害を持った方の適正な医療機会を確保し、経済的負担を軽減するために条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 通常、条例ですと公布の日からとか、遡及して4月1日からとかになりますが、この条例は8月1日からとなっております。これはどうしてでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

こちらは県の制度改正の日にちに合わせた形で、町においても8月1日施行という形で考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第15 議案第11号 神崎町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第16 議案第12号 町道の路線認定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第12号 町道の路線認定についての提案理由を申し上げます。

本案の路線につきましては、生活道路として地域住民が利用しており、近年は利用度が向上し、地区からも町道認定要望が寄せられております。利用状況等を勘案し、神崎町町道認定基準にも適合するため、路線認定をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第16 議案第12号 町道の路線認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第17 議案第13号 令和2年度神崎町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第13号 令和2年度神崎町一般会計補正予算（第4号）

の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,300万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15款、国庫支出金、教育費補助金として、公立学校情報機器整備費及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金2,838万4,000円を計上いたしました。また、総務費補助金として、新型コロナウイルス対策のための地方創生臨時交付金5,712万5,000円を計上いたしました。

20款、繰越金は、1,070万9,000円を計上いたしました。

22款、町債、総務費として、ふれあいプラザ非常用電源整備事業債を590万円計上いたしました。

歳出の主なものは、2款、総務費では、長寿命化計画策定のため308万円を、非常用電源整備事業費に594万円を、それぞれ計上いたします。

4款、衛生費では、感染症予防対策事業として、消毒用エタノールの購入費275万円を計上いたしました。

9款、消防費では、防災費として、避難所での感染症予防対策のため、308万円を計上いたしました。

10款、教育費では、公立学校情報機器整備費及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費として、3校合わせて7,903万1,000円を計上するほか、3校及び給食センターの長寿命化計画策定のため、718万3,000円を計上いたしました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これはちょっと時間を取ります。一つ一つやっていきますから。一般質問並みにやります。

まず1つ目、今、提案理由もありましたが、町長のあれで、学校関係で、まず小学校、ふれあいプラザ、中学校、給食センター、この長寿命化計画策定というのがまず、その長寿命化、これはどういうあれですか。耐震化とか何とかのあれですか。それを説明してください。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

この計画については、現状の施設の状況、老朽化の度合いなどを測定しながら、今

後の改修方法や、あとは維持管理に関わるような費用を将来的にどのような形で改修していくかというところを今後的に計画するようなものでございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今回の補正、これはコロナ関係が多いわけですが、これはコロナ関係でなくて、町単独の計画であって、こういうのはこの6月定例というわけじゃないけども、最初の3月の当初予算に組むべきじゃなかったですか。しかも今回のこの補正で約5,000万円かかりますよね。5,000万円でしょう。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） それでは、寶田議員のご質問にお答えいたします。

本来、当初予算に計上すべきものというのは、こちらのほうでも認識はしておりましたが、予算策定時におきましては、総務課でも同様な計画を策定するということで、教育施設のほうも含めて対応をお願いしていたところでございますが、当初予算が確定後、教育施設のほうの詳細な計画が必要であるというところが総務課で分かったところで、その間、教育委員会と総務課での認識の違いやコミュニケーション不足により、当初予算には計上のほうがされなかったというような状況でございます。

また、後段の質問につきましては、ふれあいプラザの施設と、あと小中学校3校、それと給食センターを合わせまして、予算額といたしましては1,026万3,000円になっております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） すみません、5,000万円はちょっと見間違えました。全部で1,000万円ですよ。

次に、また教育課長ですが、公立学校情報通信ネットワーク、いわゆるG I G Aスクール、その説明と、これはその設備でしょうか。G I G Aスクールについてと、これは設備費でしょう。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初の質問でございますが、G I G Aスクールというものの概要について説明をさせていただきたいと思っております。英語の頭文字で、G、I、G、Aという頭文字を取って「ギガ」と読ませております。内容は、グローバル・アンド・イノベーション・ゲートウエー・フォー・オールという形で、直訳いたしますと、「全ての人に世

界的な規模で革新的な入り口を」というような訳になってしまいますけれども、これを学校のほうに合わせて説明させていただきますと、次世代に生きる子どもたちの未来を見据えて、児童・生徒向けに1人1台の学習用端末と、学校の校舎内で高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想になってございます。

もう少し簡単に申し上げますと、児童・生徒一人一人が学習用端末を持ち、各クラスでインターネットを経由した調べ物学習をした時に利用ができるような通信環境網を整備するような事業でございます。

後段のオンライン学習用備品につきましては、学校別になりますけれども、児童・生徒数、それと教員用のものを含めまして、キーボード付きのタブレットの購入と、その本体を動かすソフトや学習支援ソフトなどを含めた購入という形で予算を計上させていただきます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは全部、今回のコロナ関係で学校が休みになって、自宅でタブレットで先生との勉強をする、そういうのに今の説明ではあれですが、これは全部、国庫負担でしょうか。これ、小学生の低学年に、自宅にいて、学校の先生が学校で授業を教えて、1年生、低学年がそれを見て勉強できるかな。これは私の考えですがね。それで、これは全部、国庫補助で、今回のコロナ関係でこの2か月も3か月も学校が休みになったから、今後はタブレットを使っての勉強をするというあれですか。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 前段のほうの小学校の低学年につきましては、どのような活用かはこれから検討していきながら、少しでもこういう備品を活用して学習をしてもらうような形で、教職員といろいろ研修を積みながら取り組んでいきたいかなと考えております。

あともう一つの、補助の割合なんですけども、全てが今回、国のほうから補助を受けさせていただけるものではありませんで、最初にオンラインの学習用備品につきましては、全ての児童数の3分の2が補助対象になっております。逆に言いますと、残りの3分の1と教員のものにつきましては市町村の負担という形を取らせていただいております。

それと、学校施設のネットワークの環境整備につきましては、事業費の2分の1が国のほうから補助のほうをしていただく形になっておりますので、こちらのほうを活

用していきたいかなと思っております。残りにつきましては市町村負担という形で考えております。

以上で回答を終わりにいたします。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 次に、予防費、感染症対策事業。神崎町にもようやくアベノマスクが配布されました。それで、今回のこの予防費に関しては、町長の提案理由か町長の行政報告ですか、それでもあれですが、消毒液を各戸に配るような説明でありましたが、消毒液にもいろいろあります。私もこれ、自分のところで使っているわけですが、最初はなかなか手に入らなくて、これ、1本1,500円だったのですが、今これ、700円か800円で手に入るようになりました。

消毒液の中にもいろいろありまして、町のほうからも頂きましたが、鍋店さんからのパンフレットで、これはアルコールで作ったみたいなものです。そのほかこれ、町の方にも来たみたいですが、メイオールなんていう、これは食品にも使えるというあれで、これもいずれにしろ殺菌能力があるというあれですが、役場の中に入るときに必ずやるジェルですか、これが大分ベタベタになっているんですよ。でもそれが殺菌効果が一番あるみたいですが、それで今回の場合、6月号の広報を見ますと、町長がここに写っていますが、町内2社から消毒液が寄贈されております。これは内容はちょっと違うんじゃないかなと思いますが、殺菌能力は両方あると思います。

それと、マスクが社会福祉協議会から寄附されております。社会福祉協議会がどのように寄附をやったわけなんですか。

それと、町長、270万円ここに補正組んでありますが、これで今、価格は大分、下がってきてはおりますが、各戸に1本くらいずつ配る……、1本か2本か。

それと、スプレー式なのかということ。瓶から取るものはこういうのもありますが、どのようなのを考えているか。できれば町内から寄附もいただいたんですから、町内の業者のほうを入れたほうがいいのではないかなという気がしますが、この消毒液とマスクに対して質問します。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

予算につきましては、当初、備蓄ということで考えておりましたが、緊急事態宣言解除後の感染症の拡大、北九州市や東京都においてまた感染が増加している、または増加傾向にあるというようなことを受けまして、町としましては、備蓄よりも配布して町民の皆さんに予防に努めていただけたらと考えております。

そういったこともありまして、これから配布のほうを進めて参りたいと考えておりまして、その配布する物につきましても、今、感染症が拡大してから新規にアルコール消毒液の業務のほうに参入する業者さんも増えているというような中で、その効能が果たして表示どおりあるのか、ないのかというのもありますので、そういったものを見極めた上で、見積りを頂いた中で、予算の範囲の中で配布できるような形で物を選定して、配布のほうを進めて参りたいというふうに今、検討しているところでございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） マスクについては、全協で2万枚くらいあるように聞きましたが、今の在庫はどのくらいあるんですか。それを各戸に配るような考え。今の答弁では話をしておりました。

それと、町内でもう5,000枚も社会福祉協議会に寄附して持ってきている人があるみたいですね。それは社協は社協で配布しているわけなんですか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） では、最初にマスクの件につきましてお答えいたします。

お話がありましたとおり、町内のボランティア団体さんから手作りマスクのほうを町のほうに頂いております。社会福祉協議会を通じまして配布してございますが、併せて町のほうは独り暮らしの高齢者の方に早い段階で250枚ほど配布してございます。そういった残りのマスクと併せて、今回、アルコールの配布ができたらいいのではないかなということで、配布のほうを進める検討を進めております。

在庫につきましては、総務のほうからお答えさせていただきます。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えします。

まず、備蓄のマスク数でございますけれども、全協でお話ししたとおり、ただ今約2万枚の在庫を持っております。

寶田議員から今お話のあったマスク、ボランティアさんからの寄贈を受けたマスクの事かと思いますが、これについては、町広報の5月号のほうにも掲載させて頂いておりますが、町内の有志ボランティアさんのほうで、つむぎの会のほうから町のほうに無償で手作りマスクを作って住民の方に何とか役立ちたいというようなお話、ご相談を頂いたことから、町のほうでもその手作りマスクのほうの製作の支援をしながら、町のほうに、先ほどおっしゃってございましたが、4,500枚、手作りマスクを寄贈して

いただいております。

先ほど保健福祉課長のほうからもお話ありましたが、社会福祉施設であったり学校であったり、そういったところに既に配布させていただいたもの、それから今後、全世帯を視野にしながら配布のほうをまた考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、この270万円は、マスクと消毒液に使うような感じですか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

今回の予算275万円につきましては、全てアルコール消毒液の購入に充てさせていただこうと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、マスクのほうには回らないということですか。ボランティアで寄附してくるから、寄附だからってそれでもいいだろうけども、材料費くらいはこの中から出ないかなという。ただ私のこれは提案です。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えします。

先ほど答弁の中でちょっとお話ししましたが、有志ボランティアさんからの町民のために寄附したいというようなご相談があった時点で、町のほうでも何とか支援できないかなということで、材料費相当額、そういったものについては町のほうでも支援させていただこうということで行っているところでございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 寶田議員、そろそろ簡潔にまとめていただけますか。次にまだ質問者いますので、よろしくをお願いします。

○10番（寶田 久元君） 最後の質問にします。

この補正予算の最後に、9ページ、児童福祉総務費で、690万円、これは返しています。それと商工業者で2,100万円返している。これは国庫補助金で来たから返したものです。それとも商工費と、これは財政調整基金を取り崩したというんですが、これは財調にまた返すわけなんですか。この2点。

それで、先ほどの大原議員の質問の時に、町で単費として約2,800万円、今のところ出ているという話ですが、これを返せばそんなには町の単費は今のところ出ていな

いんじゃないですか。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） こちらの子ども生活支援金給付事業及び商工業者緊急支援事業の予算の財源の関係でございますが、一般財源をマイナスして、同額、国・県支出金、この場合は国の支出金になるんですが、そちらに同額計上してございます。

この意味は、専決処分で補正させていただきました財源、繰越金及び財政調整基金それぞれ一般財源として計上したんですが、国の補助金、臨時交付金のほうが今回、見込まれますので、そちらに財源を振り替えたという内容になっております。

この財政調整基金の部分を例えば返還というか繰戻しするのかというお話については、今回の補正予算ではそういうことではなくて、そのまま一般財源として、一般会計全体のバランスの中で一般財源の不足分に充当されているというような予算になっておりますので、今のところ財政調整基金に戻すという予定はございません。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、石井主幹、2,800万円、今、町で単費で出ていると言いますが、これを一般財源に取りあえず返したから、2,800万円はまだ出していないでしょう。2,800万円、今、コロナ関係で町の単費で出ていると言ったんですが、ここで返しているんだから、今のところは国庫補助金 coming いるから、そんなには出していないでしょう。これだけ確認。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 国庫補助を受け入れても、2,800万円程度、町の持出しが今のところ必要になっておりますので、先ほどの答弁のとおり、2,800万円については、現段階この予算に関しては持ち出すというような予算ということでございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、町の単費としてはコロナ関係で2,800万円出ているということですか。これだけコロナで支出するのは大変ですが、実は議員発議で減俸したらという話でしたが、否定されるような空気だったので私は出しませんでした。町もこれから第2波、第3波が来るようではまだまだ補正は組むほかないかと思いますが、早くこのコロナを収束させていきたいと思っております。

以上で終わりにします。長くなってすみませんでした。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） すみません、時間超過して申し訳ございません。1点だけです。

歳出の補正の中で、防災総務費ということで災害対策用品、備品が計上されております。先日、町のホームページでも災害時の避難所における新型コロナウイルス感染対策ということでホームページに載っております。今朝も地震等ございましたが、これから災害等が懸念される中で、やはり弱者の方、高齢者とか障害者の方を優先的に守っていかなければいけないと考えておりますが、そこで、ホームページの中にあります対応の中で、「これまでよりも多くの避難所を開設いたします」とか、「もしも発熱、せきなどの症状が出た方のための専用スペースを確保します」というふうに出ていますが、こちらの詳細をお聞かせください。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） まず、避難所の開設についてでございますが、不特定多数の方が集まる避難所では、三密の状態をできるだけ回避して、避難者同士が十分な区画を確保し、感染リスクを低減していくこと、クラスター対策ですが、それが今後、重要ということで認識しております。

これまでは神崎ふれあいプラザ1か所という避難所の開設のケースがほとんどであったんですが、避難者の1人当たりのスペース確保のため、ふれあいプラザ以外にも、例えば小学校や中学校の体育館など複数の避難所を開設するという避難所の分散化が今後、必要になってくるということで考えております。そういう意味で、今までよりも多くの避難所を開設するというような内容を記載してございます。

あと、症状が出た方の専用スペースに関しては、ただ今、検討を始めたところで、今後、課題も見込まれるという状況ではあるんですが、症状が出た方には専用のスペースを確保する必要がございます。その際、スペースは可能な限り個室にするということと、専用のトイレなどを確保するということが望まれます。例えば神崎ふれあいプラザでは、文化ホール側と保健福祉課側に動線を分けるだとか、小学校の体育館においては校舎側も活用しまして、校舎側に専用スペースを設置する。あるいは、わくわく西の城の体育館を例えば施設ごとその専用スペースとするなど、避難者の数や避難所の状況などに合わせ、ケース・バイ・ケースで柔軟にかつ適切に対応できるように準備して参りたいと考えております。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第17 議案第13号 令和2年度神崎町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（石橋 伸一君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。会議規則第6条の規定により、これにて本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、令和2年第2回神崎町議会定例会を閉会いたします。大変、ご苦勞様でした。

（午後0時06分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員